

常任委員会の審議から



保健福祉委員会

小児救急医療体制の整備
推進と医師の確保対策につ
いて質問がありました。

県は、輪番制、小児救急
拠点病院方式など、県小児
救急医療協議会の意見を踏
まえ、地域の実情に応じた

小児救急医療体制の整備に
努めるとともに、小児科医
確保までの間、県医師会と
ともに内科医のための研修
の場を用意したいと答えま
した。

また、企業局が造成した
阿見東部工業団地の分譲見
通しについて質問がありま
した。

県は、全国的にも県全体
でも企業立地は大変厳しい
状況だが、高速道路の整備
が進むなど立地条件の良さ
を生かし、全力で誘致に取
り組むと答えました。

そのほか、介護福祉機器
の開発促進、放射線利用高
度医療施設の整備見通しな
ども質問がありました。

小児救急医療体制は 地域の实情に応じ整備

原子力行政において、平
成一五年度から供用開始さ
れる「いばらきブロードバ
ンドネットワーク」をどの
ように活用していくのか、
質問がありました。

県は、原子力防災情報ネ

ットワークを整備する予定
で検討を進めており、平成
一五年度はシステム開発を
行うと答えました。

また、工業団地への企業
誘致を行う企業誘致エキス
パートの採用基準や活動に
ついて質問がありました。

県は、商社、銀行等の経
験者を採用し、豊富な人脈

を生かした誘致活動を展開
しており、平成一五年度は
二名増員し、六名で新規誘
致企業の拡大を図ってい
くと答えました。

そのほか、メデイカルコ
ントロール体制の構築、上
海事務所の役割、女性労働
環境の整備なども質問があ
りました。



環境商工委員会

企業誘致エキスパートは 経験や人脈を生かし活動



総務企画委員会

厳しい財政状況の中、財
政健全化の取り組みにつ
いて質問がありました。

県は、財源確保について
は、各部署が連携して対応
することが必要であり、そ
の方策を検討するとともに

に、県債の発行について
は、公共投資に見合う県債
について、今後も抑制して
いきたいと答えました。

また、つくばエクスプレ
スの具体的な開業時期や、
車両の一般公開計画など
について質問がありました。

県は、平成一七年一〇月
の開業に向けて準備を進め

ており、現段階では、四月
二九日に、車内見学もでき
る展示会を計画している
が、できれば試乗会も実現
できるように、会社などに働
きかけたいと答えました。

そのほか、市町村合併の
推進、百里飛行場民間共用
化に伴う就航見通しなども
質問がありました。

エクスプレス開業時期は 一七年一〇月に向け準備

意見書

議会は、三月二〇日の本
会議において、次の三つの
意見書(誰もが安心して受
けられる良質な医療の確保
を求める意見書、教育基本
法の改正を求める意見書、
座礁船撤去等に伴う政府の
財政的支援及び危険船舶の
入港規制等に関する法整備
の確立を求める意見書)を
可決し、衆・参両院議長、
内閣総理大臣などにその実
現方を要望しました。

誰もが安心して受けられ る良質な医療の確保を求め る意見書

国民の生命と健康を支え
る医療制度は、国民皆保険
制度の下で、これまで世界
最高の平均寿命や高い保健
医療水準を実現してきた
が、急速な少子高齢化、低
迷する経済状況、医療技術
の進歩、国民の意識の変化
など医療を取り巻く環境は
大きく変化している。

我が国の医療提供体制
は、民間医療機関等数多く
の関係者に支えられてお
り、このような医療提供体
制を二一世紀にふさわしい
ものに革新していくために
は、医療関係者、医療を受
ける患者をはじめとした国
民全体で共有できる医療の
将来像を形作っていくこと
が不可欠である。

特に、保険者としての規 模が大きい政府管掌健康保

険については、主として中
小企業の被用者を被保険者
としているが、給与所得者
に係る健康保健の医療費自
己負担については、平成一
五年四月から現在の二割か
ら三割へ引き上げられるこ
ととされている。深刻な景
気低迷が続く回復の兆しが
見えない中での医療費自己
負担の引き上げは、給与所
得者の生活を一層悪化させ
ることが懸念されている。

診療報酬の引き下げや総
報酬制の導入等の平成一四
年度医療制度改革の実現に
より、医療保険制度は当面
その安定が見込まれるなど
の試算も出されており、最
近の経済の動向、保険財政
の状況等を勘案し、こうし
た一連の医療制度改革の効
果を見極めることが肝要で
ある。

良質で効率的な医療を国 民が享受していただけるよう にするためには、患者の立場 に立つたあるべき医療の姿 を踏まえ、基本的な考え方 の再検討を行い、国民が安 心できる医療の確保を図る 必要がある。

よって、国においては、
被用者保険の自己負担の軽
減措置について継続的に検
討されるよう強く要望す
る。

教育基本法の改正を求め る意見書

わが国の教育は、昭和二
二年に制定された教育基本
法のもと、「個人の尊厳」
及び「真理と平和」を基本
理念として人格の完成をめ

ざし、その普及が図られて
きた。
しかしながら、戦後の教
育改革・法制定後半世紀以
上経過するなかで、教育
の量的拡大と国民の教育水
準の向上などの成果を生む
反面、国民全体のモラルや
青少年の規範意識の低下、
社会への帰属意識の希薄
化、学校教育における問題
行動の深刻化、家庭の教育
力の低下や、あやまつた平
等主義教育など社会の様々
な分野で看過できない歪み
を生じてきている。

こうした中、中央教育審
議会は、昨年一月に、新
しい時代を切り拓く心豊か
でたくましい日本人を育成
する観点から、現行の教育
基本法は、重要な教育の理
念や原則が不十分であり、
それらの理念や原則を明確
にするために、見直しが必要
であるとして、「新しい
時代にふさわしい教育基本
法と教育振興基本計画の在
り方について」(中間報
告)を取りまとめ、文部科
学大臣に提出した。

新世紀を迎えた今こそ、
我が家庭・郷土・国家を愛
し、気概に満ちあふれ、国
際社会で活躍できる日本人
を育成するための、教育は
どうあるべきかを真剣に検
討し、思いやり・公共心・
自律心・道徳心・伝統・文
化などについて、日本人と
してのアイデンティティの
確立に重点をおいた今後の
わが国の教育の方向性を国
民に示すべき時である。

よって、国におかれて
は、「人づくりは国家百年」